

旅行業務取扱料金表

国内旅行

NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会
長崎県知事登録旅行業 地域-186号

手配旅行に係る取扱料金

区分	内 容		料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の 20 %
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 540 円
	宿泊券のみの場合	10人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の 20 %
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 540 円
	運送機関のみの場合	1 件につき 540 円	
変更手数料	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の 20 %
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 540 円
		運送機関の予約・手配の変更	1 件につき 540 円
	宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。）	1 件につき 540 円	
取消手続	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の 20 %
		個人（上記以外の場合）	1 件につき 540 円
		運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。）	1 件につき 540 円
	宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。）	1 件につき 540 円	
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1 件につき 540 円 （電話料、電報料は別）

- (注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 4 上記料金には消費税が含まれています。